第329号
昭和51年1月10日発行

広報 としま

発行　東京都豊島区　豊島区東池袋1—18—1　☎〔981〕1111　〒170　編集　企画部広報課

第4期
特別区民税
都民税
納期限は
1月31日までです

工業統計調査に…ご協力を！

1月上旬から調査員が、製造工場など、対象事業所を訪問します。

この調査は、毎年12月31日現在で全国一斉に実施され、製造業に関する国勢調査ともいわれています。調査内容の秘密は、厳守されます。趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いします。

くわしくは総務課統計調査係（内線2225）へ。

公害病補償の受付を始めています

昨年、本紙12月25日号でお知らせいたしましたように、本区でも、公害により健康をそこなわれた区民の方々の補償を、行うことになりました。現在、その受付を始めております。申請手続きの方法はつぎのとおりです。

申請の手続き

現在「慢性気管支炎」「気管支ぜん息」「ぜん息性気管支炎」「肺気しゅ」と「これらの続発症」で大気の汚染による病気にお悩みの方や、ご家族の方は、必要な手続きをおとりください。

ここでは、どなたが、どのような手続きをするのかを簡単にお知らせいたします。

①慢性気管支炎などの病気の方

「慢性気管支炎」「気管支ぜん息」「ぜん息性気管支炎」「肺気しゅ」と、これらの続発症にかかっている人に限られます。

②区内に住むか通勤・通学している人です

豊島区内に1年以上住んでいるか、1年6か月以上区内の事業所や学校に通っている人です。

③衛生部に申請してください

病気と居住期間の両方にあてはまる方は、公害病認定の手続きをおとりください。

④検査日をお知らせします

申請を済ませると、後日、区がお知らせした検査施設で、お知らせした日に所定の検査を受けていただきます。

⑤医療手帳をおわたしします

認定されますと「公害医療手帳」をおわたしします。有効期間は病気により2年または3年です。

⑥その医療費は無料になります

医療手帳を、取り扱いの医療機関に持参すれば、無料で治療を受けることができます。

⑦医療費のほかに手当もあります

この手続きについては、医療手帳をおわたしするときに、お知らせします。なおこれは、医者にかかっていて、時に治療を必要とする程度以上の症状の方に、お支払いするものです。

※簡単にお知らせしましたが、なお、こまかい取り決めもたくさんありますので、息ぎれ・長期のせき等でお悩みの方は、区役所までお問い合わせください。

公害補償制度のあらまし

この制度は、大気汚染や水質汚濁などの、公害による健康被害の補償等を目的として施行された「公害健康被害補償法」に基づくものです。豊島区は、昨年12月19日、慢性気管支炎など四種類の病気とこれらの続発症を対象とする第一種地域に指定されました。

現在区内に住んでいる方、もしくは区内の事業所、学校などに通勤、通学している方が対象となりますので、上の欄と合わせてお読みいただき、必要な手続をお取りください。

認定は、豊島区健康被害認定審査会の意見を聴いて、区長が決定します。認定されますと、申請時にさかのぼって、一定の医療費が無料になるほか、各種の補償手当を受けることもできます。

◇入学児「予防接種」のお知らせ……

今年4月に小学校へ入学されるお子様は、ジフテリア（三期）と種痘（二期）の予防接種を左記によりお受けください。

①実施月日＝▼ジフテリア（三期）…1月20日・22日
▼種痘（二期）…1月27日・29日
▼種痘検診…2月3日・5日
②実施場所・時間＝区内の指定医療機関で、診療時間内に行います
③その他＝種痘の一期を終了していない方は、今回の種痘の接種は受けられません。—くわしくは、池袋保健所（987）4171　長崎保健所（957）1191

◇日赤救急員養成講習会

日時＝2月2～7日夜7日は午後
会場＝区立勤労青少年センター
問合せ＝体育係　内線3485へ

◇国民年金相談所のご利用を

・巣鴨厚生会館＝1月13日～14日
・長崎　〃　＝1月20日～21日
・第十出張所＝2月9日～10日
・第十二出張所＝2月12日～13日
・目白厚生会館＝3月11日～12日
・区立青年館＝3月16日～17日
※詳細は調査係—内線2685へ

◇地域の会報づくりのために

＝無料で、広報技術講習会を＝

社会教育課では、地域の「会報」や「機関紙」づくりのための講習会を、つぎの日程で行います。

▼内容＝広報理論、編集、割付他
▼期間＝1月22日～2月26日の毎週木曜日　▼時間＝午後6時半から　▼会場＝区立青年館　▼定員30名　▼受付＝1月10日から社会教育課青少年係（内線3461）で。

「成人の日」のつどい

○日時＝1月15日　▼式典＝豊島公会堂で午前10時から　・オーケストラ演奏（豊島区管弦楽団）・歌唱指導・福引き
▼つどい＝豊島区民センター総合展示場で午前11時から　・ふるさと電話、喫茶コーナー、社会教育・文化財コーナーなど。

くわしくは、社会教育課管理係（内線3451）へどうぞ。

公害補償制度のあらまし

◇対象となる方

豊島区内に現在、居住しているか通勤等をしている人で、慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ、並びにこれらの続発症にかかっていて、居住または通勤等の期間が、左下表に該当する人です。

◇別表の説明

※通勤等とは、1日のうち8時間以上を豊島区内で過ごすことが常態となっていることです。
※居住期間と通勤等の期間を合算する場合もありますので、ご相談ください。

◇申請に必要な書類

区役所衛生部、池袋保健所、長崎保健所に備えつけの「認定申請書」に記入していただくほか、次の書類と印かんが必要です。

①医師の診断書（普通のもの）
②住民票（区外居住の方のみ）
③通勤、通学の証明書（区外居住の方のみで区内の方は不要です）

◇補償手当の種類と内容

☆医療費

医療手帳を、取扱医療機関に持参すると、決められた範囲内で、治療が無料で受けられます。

取扱医療機関以外で治療を受けた方、または、申請してから手帳を受けとるまでの間に治療を受けた方は、別に領収書を添えて区に請求してください。

☆療養手当

公害病に認定された方が、1か月に4日以上通院するか、または1日以上入院した場合にお支払いします。

☆障害補償費

公害病に認定された方で、十五歳以上の方には、年齢、性別、病気の程度に応じてお支払いします。

☆児童補償手当

公害病に認定された方で、十五歳未満の方の保護者には、病気の程度に応じてお支払いします。

☆遺族補償費

公害病として認定された病気が原因で死亡された場合、死亡した方の収入により生計をたてていた遺族の方に、お支払いします。

遺族補償費を受けることのできる遺族がいない場合には、その他の遺族に遺族補償一時金をお支払いします。

☆葬祭料

公害病として認定された病気が原因で死亡された場合、その葬祭を行う方にお支払いします。

※その他、くわしいことは衛生部・公害補償係981 1111 内線2526へ。

別表　居住等の期間の要件

指定疾病名＼居住等の期間	期間が連続している場合			期間が連続していない場合		
	居住期間	通勤等の期間	居住期間の1.5倍と通勤等の期間の合計	居住期間	通勤等の期間	居住期間の1.5倍と通勤等の期間の合計
慢性気管支炎	2年以上（6歳に満たない者は1年以上）	3年以上（6歳に満たない者は1年6ヶ月以上）		4年の間に3年以上（6歳に満たない者は2年6ヶ月の間に1年6ヶ月以上）	5年6ヶ月の間に4年6ヶ月以上（6歳に満たない者は3年3ヶ月の間に2年3ヶ月以上）	
気管支ぜん息	1年以上（1歳に満たない者は6ヶ月以上）	1年6ヶ月以上（1歳に満たない者は9ヶ月以上）		2年6ヶ月の間に1年6ヶ月以上（1歳に満たない者は9ヶ月以上）	3年3ヶ月の間に2年3ヶ月以上（1歳に満たない者は11ヶ月以上）	
ぜん息性気管支炎	1年以上（1歳に満たない者は6ヶ月以上）	1年6ヶ月以上（1歳に満たない者は9ヶ月以上）		2年6ヶ月の間に1年6ヶ月以上（1歳に満たない者は9ヶ月以上）	3年3ヶ月の間に2年3ヶ月以上（1歳に満たない者は11ヶ月以上）	
肺気しゅ	3年以上	4年6ヶ月以上		5年6ヶ月の間に4年6ヶ月以上	7年9ヶ月の間に6年9ヶ月以上	

※指定疾病は、いずれもその続発症を含みます。